

等級格付の手引き

(令和8年度以降の格付について)

えびの市役所 財政課
(令和6年12月2日)

★等級格付

格付対象の2業種（土木一式工事・舗装工事）について、入札参加希望の申請をされる方はお読みください。

◎この等級格付の手引きは、えびの市建設業者格付基準に関する要綱（以下要綱という。）に基づいています。

○審査基準期間

令和8年度格付については、令和6年4月1日から令和7年12月31日までの期間とします。

令和10年度以降については、格付を行う年の前々年の1月1日から格付を行う前年の12月31日までの期間とします。

また、新たな格付は、「えびの市建設工事等の契約に係る入札の参加資格等に関する要綱 第4条」に規定する登載基準年の4月1日に定めます。

※令和6～7年度格付については、宮崎県の格付を参酌します。

○格付基準

格付は、客観的要素及び主観的要素の合計した点数（総合点数）を基準として定めます。

- ・客観的要素は経営事項審査に係る総合評定値（P点）とします。ただし、経営事項審査の審査基準日は、格付期日において、経営事項審査の有効期間（1年7か月）を超過していないものとし、格付を行う年の2月1日時点において、財政課が確認することのできる直近のものとしします。
- ・主観的要素は、次の項目ごとに算出した点数の合計とします。

項 目		算定方法
工 事 成 績	ア 工事成績は、格付を行う建設工事の種類ごととします。	工事成績に係る点数は、「えびの市工事成績評定要領」の工事成績採点の配分表に基づき取扱い、格付を行う建設工事の種類ごとの総合評定点の2年間の合計の平均（小数点第2位以下の端数は切り捨てるものとする。）から65を減じ、対象者の中で最も点数が高かった者を加算上限とするための係数を乗じて点数を算出するものとします。
	イ 対象となる建設工事は、当初設計金額が130万円以上で要綱第3条の審査基準期間において、えびの市が発注した建設工事のうち、当該期間中に引渡し完了し、成績評定をしたものとします。	
工 事 経 歴	工事受注件数による加点は、要綱第3条の審査基準期間において、えびの市が発注した右欄に掲げる工事により算定します。	ア 災害復旧工事を受注した場合は、受注金額に関係なく工事1件につき10点を加点します。ただし、50点を上限とします。
		イ 土木一式工事を受注した場合は、工事1件につき5点を加点します。ただし、20点を上限とします。
		ウ 舗装工事を受注した場合は、工事1件につき5点を加点します。ただし、20点を上限とします。

技術力による評価	格付を行う年の前年の9月30日時点で、1年以上継続して雇用している場合、右欄に掲げる資格名の人数により加点します。ただし、1人の有資格者が、同一業種において複数の資格を有する場合は、点数の高い資格のみを算定対象とします。 ※雇用主も含みます。	ア 技術士（建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、総合技術管理部門「建設部門」・「農業土木」・「森林土木」）1人につき5点 イ 1級土木施工管理技士 1人につき5点 ウ 1級建設機械施工管理技士 1人につき5点 エ 1級舗装施工管理技術者 1人につき5点 オ 1級土木施工管理技士補 1人につき3点 カ 1級建設機械施工管理技士補 1人につき3点 キ 2級土木施工管理技士 1人につき2点 ク 2級建設機械施工管理技士 1人につき2点 ケ 2級舗装施工管理技術者 1人につき2点
労働者福祉	労働者福祉に係る点数は、右欄に掲げる項目ごとに算出した点数の合計とします。	ア 建設業労働災害防止協会への加入がある場合は、5点を加点します。ただし競争入札参加資格審査申請時に協会発行の会員証明書（原本）を提出した場合に限ります。 イ 社会保険加入の場合は、10点を加点します。 ウ 障がい者の雇用状況 格付を行う年の前年の9月30日時点で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている障がい者（代表者、役員を除く。）を雇用している場合は、次のとおり加点し、最大20点を加点します。ただし、法定雇用義務のある事業所については、法定雇用率を達成している場合のみ加点します。 ※競争入札参加資格審査申請時に本人同意の上で、手帳の写しの提出が必要です。（競争入札参加資格申請の際に提出してください。） ① 障がい者を雇用している場合は、1人につき10点を加点します。 ② 障がい者雇用義務違反の場合は、10点を減じます。 エ 育児又は介護休業制度の確立状況 格付を行う年の前年の9月30日の時点で、育児休業制度または介護休業制度を有している場合は、5点を加点します。 加点に当たっては、当該部分を含む就業規則等が労働基準監督署に届けられ、受け付けられている場合に限ります。（従業員が常時10人以上の場合のみ。従業員が常時10人未満の場合は、労働基準監督署の確認は不要です。）※就業規則から育児休業又は介護休業規定が独立している場合は、就業規則本体の提出は不要です。
地域貢献	地域貢献及び社会貢献等に係る点数は、右欄に掲げる項目ごとに算出した点数の合計とします。 ア 地域貢献活動	1 左欄アに掲げる事項に該当する場合 格付を行う年の前年の9月30日の直前2か年度の間、ボランティア等の地域貢献を実施した場合又は入札参加資格申請時（定期・追加）にボランティア等

及び社会貢献等	ボランティア等の地域貢献とは、えびの市内における災害時の地域貢献（契約によらない災害時の活動）、地域活動（道路や河川等の清掃活動、交通安全活動、地域安全活動、土木の日の活動等）をいいます。 イ 災害協定等 ウ 消防団員の在籍状況 エ 若年者の雇用状況 オ 女性の雇用状況 カ 環境への配慮	の地域貢献の実施に関する証明等を提出した場合は、最大 12 点を加算します。 ① 公的機関が主催する地域貢献活動へ参加した場合は、1 回 1 点を加算します。 ② 自社が独自に行った地域貢献活動へ参加した場合は、1 回につき 1 点を加算します。 2 左欄イに掲げる事項に該当する場合 加盟している団体等又は法人若しくは個人が、えびの市と災害時又は緊急の対応業務に関する協定又は契約（格付期日において効力を有するものに限る。）を書面により交わしている場合は、10 を加算します。 3 左欄ウに掲げる事項に該当する場合 格付を行う年の前年の 9 月 30 日の時点で、えびの市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年えびの市条例第 15 号）第 3 条に基づき、市長の承認を得て任命されている消防団員が在籍している場合は、1 人につき 5 点を加算します。 4 左欄エに掲げる事項に該当する場合 35 歳以下の者を格付を行う年の前年の 9 月 30 日の時点で、1 年以上継続して雇用している場合は、1 人につき 5 点を加算します。ただし、雇用保険被保険者証がない者は評価しません。（事務職は除きます。） 5 左欄オに掲げる事項に該当する場合 女性技術者を格付を行う年の前年の 9 月 30 日時点で、1 年以上継続して雇用している場合、1 人につき 5 点を加算します。ただし、雇用保険被保険者証がない者は評価しません。 6 左欄カに掲げる事項に該当する場合 ISO14001 又はエコアクション 21 のいずれかを取得している場合は、5 点を加算します。 エコアクション 21 については、一般財団法人 持続性推進機構から、認証・登録等を交付されている場合に加算します
研修会参加	えびの市が 2 年に 1 回開催する市内建設業者及び建設工事関連業者向け入札談合防止講習会に参加した場合	① 経営者等（代表者及び役員）の参加は、5 点を加算します。 ② 従業員の参加は、2 点を加算します。
指名停止	要綱第 17 条に規定する指名停止の措置を受けた場合	格付を行う年の前々年の 4 月 1 日から格付を行う年の 1 月 31 日の間に、要綱第 17 条に規定する指名停止の措置を受けた場合、指名停止措置の期間 1 か月につき 10 点を減じます。

○格付の方法等

令和8年度以降の格付区分については、算出された総合点数に基づき、次の表のとおり、工事種別ごとに格付を定めるものとします。

格付区分	建設工事の種類	
	土木一式工事	舗装工事
A級	1,000 点以上	1,000 点以上
B級	850 点以上 1,000 点未満	850 点以上 1,000 点未満
C級	850 点未満	750 点以上 850 点未満
D級	—	750 点未満

格付業種ごとの発注標準額について

格付区分	建設工事の種類	
	土木一式工事	舗装工事
A級	2,000 万円以上	1,500 万円以上
B級	1,000 万円以上 2,000 万円未満	1,000 万円以上 1,500 万円未満
C級	1,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満
D級	—	500 万円未満

○A 級は有資格者を 3 名以上（うち 1 級相当技術者を 1 名以上）有することが条件となります。

○昇級要件

- （1）新たに名簿に登載される場合は、最下位の等級とします。
- （2）総合点数が同点の者が複数となる場合は、客観点数（客観点数が同点の場合は、工事成績点数）の高い者から順に順位を定めるものとします。ただし、この場合において、客観点数が同点かつ工事成績点数が同点となる者が複数の場合は、該当する全ての者を同位とします。
- （3）等級区分が前回の等級区分と比べて、2 等級以上昇降数値である場合は、1 等級の昇降にとどめます。

○入札参加資格審査申請に係る申請書の提出について

「えびの市建設工事等の契約に係る入札の参加資格等に関する要綱」第 4 条第 1 項にある定期提出期間の申請書の提出について、格付け対象の 2 業種（土木一式工事・舗装工事）について入札参加希望の申請をされる方は、主観的要素の確認のため、該当する項目の証明書等を提出していただく必要があります。